

# 逗子市開発行為等に関する道路技術基準

令和4年4月1日一部改正

## 第1 総則

### 1 目的

- (1) 逗子市開発行為等に関する道路技術基準は（以下「技術基準」と呼ぶ。）、都市計画法（昭和31年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）、逗子市まちづくり条例に基づき、逗子市において開発行為等を行う際の道路整備等に関する基本的な事項を定め、設計の指針とすることを目的とする。

## 第2 道路

### 1 設計速度

設計速度は、次表を標準とする。

道路種別による設計速度

| 道路の種別  | 設計速度      |
|--------|-----------|
| 幹線道路   | 40～60km/h |
| 補助幹線道路 | 30        |
| 区画道路   | 20        |

### 2 縦断勾配

- (1) 幹線及び補助幹線道路の縦断勾配は7%以下、区画道路については9%以下となるよう設計する。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができる。
- (2) 7%以上9%未満の勾配の道路は、すべり止め舗装とする。
- (3) 9%以上の勾配の道路は、原則としてセメントコンクリート舗装とする。

注) 小区間とは35m以内とする。

### 3 幅員（標準道路幅員）

(1) 開発区域内に設置する道路の幅員は、次表を標準とする。

まちづくり条例施行規則別表第7（第40条関係）を準用

| 開発事業の規模             | 道路構成幅員 (m) | 歩道幅員 (m) |
|---------------------|------------|----------|
| 0.03ha 以上 1.0ha 以下  | 6.0 (4.5)  | 協議の上定める  |
| 1.0ha を超え 3.0ha 以下  | 6.0~9.0    | 〃        |
| 3.0ha を超え 6.0ha 以下  | 10.0~12.0  | 各 2.0 以上 |
| 6.0ha を超え 10.0ha 以下 | 12.0~13.0  | 各 2.0 以上 |
| 10.0ha を超えるもの       | 13.0 以上    | 各 3.0 以上 |

備考

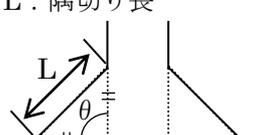
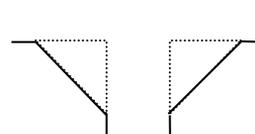
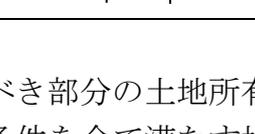
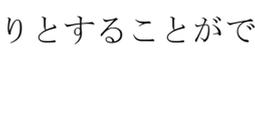
- 1 幹線以外の道路構成幅員は、開発事業区域内の区画の規模、交通状況等を勘案して定める。
- 2 市長がやむを得ないと認めた場合は、( ) 内を道路構成幅員とすることができる。

(2) 開発事業の規模が 0.03ha 以上 1.0ha 以下の場合には、道路の延長（交差点間の距離（袋状の道路の場合は、その延長））が 70m 以下の場合において、4.5m 以上とすることができる。

### 4 交差

(1) 道路の平面交差は、直角又はそれに近い角度とし、交差部には次の表により隅切りを設けるものとする。

道路の隅切り長 (単位m)

| 道路幅員      | 4.5                | 6.0   | 9.0   | 12.0  | 13.0  |   |                    |  |           |            |
|-----------|--------------------|-------|-------|-------|-------|---|--------------------|--|-----------|------------|
| 4.5       | 3                  | 3     | 3     | 3     | 3     | $\theta$ : 交差角について<br><table border="1"> <tr> <td colspan="2">60° を超え<br/>120° 未満</td> </tr> <tr> <td>60°<br/>以下</td> <td>120°<br/>以上</td> </tr> </table> | 60° を超え<br>120° 未満 |  | 60°<br>以下 | 120°<br>以上 |
|           | 60° を超え<br>120° 未満 |       |       |       |       |   |                    |  |           |            |
| 60°<br>以下 | 120°<br>以上         |       |       |       |       |   |                    |  |           |            |
|           | 4   2              | 4   2 | 4   2 | 4   2 | 4   2 |   |                    |  |           |            |
| 6.0       | 3                  | 5     | 5     | 5     | 5     | $L$ : 隅切り長<br>   |                    |  |           |            |
|           | 4   2              | 6   4 | 6   4 | 6   4 | 6   4 |   |                    |  |           |            |
| 9.0       | 3                  | 5     | 5     | 5     | 5     |    |                    |  |           |            |
|           | 4   2              | 6   4 | 6   4 | 6   4 | 6   4 |   |                    |  |           |            |
| 12.0      | 3                  | 5     | 5     | 6     | 6     |    |                    |  |           |            |
|           | 4   2              | 6   4 | 6   4 | 8   5 | 8   5 |   |                    |  |           |            |
| 13.0      | 3                  | 5     | 5     | 6     | 6     |    |                    |  |           |            |
|           | 4   2              | 6   4 | 6   4 | 8   5 | 8   5 |   |                    |  |           |            |

(2) 原則片隅切りは認められない。ただし、切り取るべき部分の土地所有者の同意が得られない等、やむを得ない場合は、次の条件を全て満たす場合に限り、4.5m 以上の長さを隅切り長とした片側隅切りとすることができる。

- イ 開発事業の規模が 0.3ha 以下の場合
- ロ 交差角が 60 度を超え 120 度未満の場合

## 5 横断勾配

道路の横断勾配は、路面の種類及び車線に応じ、次の表に掲げる数値の横断勾配とする。

路面の横断勾配

| 路面の種類別                 | 勾配       |
|------------------------|----------|
| アスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装 | 1.5～2.0% |

## 6 舗装

- (1) 道路の舗装は、アスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装による全面舗装とする。
- (2) 舗装の合計厚の決定については、土質調査を行い、路床土の CBR を測定する。
- (3) 歩道の舗装については、原則として透水性舗装とする。

## 7 歩道の構造（道路の移動円滑化整備ガイドライン参照）

- (1) 歩道は、縁石、防護柵その他これに類する工作物によって、車道部から分離する。また、道路の交差点又は人家の出入り口等においては、切下げとする。
- (2) 車両の出入口を設置するときは、幅を 4.2 m 以内とし、2 箇所設けるとときにはその幅を 6.0 m 以内とする。ただし、地形等により車両の出入に支障がある場合はこの限りではない。
- (3) 歩道形態としては、原則としてセミフラット型とする。

ただし、止むを得ず既存のマウンドアップ型のものを利用する場合は、次のとおりとする。

- (1) 横断歩道の接続部の構造については、セーフティブロックを設け、セーフティブロックと横断歩道との段差が無いようにする。その他切下げが必要な箇所については、切下げブロックを使用するものとする。
- (2) 歩道の横断勾配、縦断勾配については次表のとおりとし、横断勾配については特別な場合を除き、片勾配とする。

横断勾配

| 道路種別       | 勾配     |
|------------|--------|
| 歩道         | 1.0%以下 |
| 歩道（車両乗入れ部） | 15%以下  |

縦断勾配（横断歩道の接続部）

| 道路種別 | 勾配   |
|------|------|
| 歩道   | 5%以下 |

8 道路の緑化

歩道及び歩行者専用道路については協議の上、幅員等を勘案し街路樹を植栽する。また、樹種については根により歩道に影響が及ばないもので、景観や住宅への日当たりに配慮した街路樹を選択する。

9 橋梁

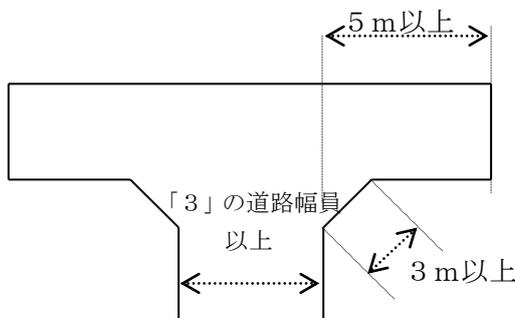
橋梁の設計は、原則として1等橋を標準とする。

10 その他の道路形態

道路は、袋路状又は階段状であってはならない。ただし、袋路状道路については、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 終端及び適当な区間（3.5m以下）ごとに自動車の転回広場が設けられている場合
- (2) (1)に準ずる場合で、周囲の状況により避難及び安全上支障がないと認められる場合

自動車の転回広場を設ける場合は、次の図のとおりとする。



11 路面排水施設

- (1) 路面排水施設は、原則としてU型側溝（上部構造を現場打ちスラブ工等とする）とし、街渠により流下させるものとする。また、現場の状況によりこれによりがたいときにはLU型側溝及びLO型側溝とする。規格については、U型側溝、LU型側溝はそれぞれ内法24cm以上とし、LO型側溝は内径20cm以上とする。
- (2) U型側溝の現場打ちスラブ工の場合は10m以下に1箇所グレーチングを設置し、そのグレーチングの構造については、T-20t以上の細目固定式で、滑り止めのついたものとする。また、曲がり設けるときの

にはますを設置し、維持管理のできるものとする。

- (3) LU 側溝または LO 側溝の場合は 10 m 以下に一箇所ますを設けるものとする。
- (4) 道路の縦断勾配が急な場合は、道路の横断方向の必要な箇所に、雨水集水施設（横断側溝に上部構造をグレーチングとする）等を設置すること。このとき、固定型の滑り止めが付いているものを使用する。

## 12 照明施設

- (1) 幹線道路・補助幹線道路については、道路照明施設設置基準に基づいて道路照明灯を設置するものとする。また、歩道利用者についても考慮する。
- (2) 照明器具については、維持管理を考慮して既製品などの標準的なものとする。特注品などを設置する場合、原則として市では移管を受けないものとする。

## 13 道路反射鏡

- (1) 道路が交差する箇所については、協議の上必要に応じて道路反射鏡を設置する。
- (2) 反射鏡の大きさ等については、現地の状況等を勘案し決定する。

## 第3 補則

この技術基準に定めのない事項については、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の関係法令の定めるところによる。また、これによりがたいときには、別途協議するものとする。

## 第4 提出図書

- (1) 公共公益施設に供する土地の移管、帰属に必要な図面等は、別表のとおりとする。
- (2) 図面は、全てしゅん工図によるものとする。
- (3) 公図（写）には、作成年月日および作成者氏名を記入し、押印するものとする。
- (4) 登記所提出関係書類は、次のとおりとする。
  - イ 登記嘱託書（所有権移転）
  - ロ 所有権移転登記嘱託承諾書
  - ハ 登記簿謄本
  - ニ 印鑑証明書
  - ホ 代理権限証書（法人登記簿謄本又は抄本）

この基準は、平成18年12月1日より適用する。

この基準は、平成21年4月1日より適用する。

この基準は、平成31年3月1日より適用する。

この基準は、令和4年4月1日より適用する。

別表

| 図 書           | 部 | 備考     |
|---------------|---|--------|
| 案内図           | 1 |        |
| 全体図           | 1 |        |
| 道路平面図         | 1 |        |
| 地下埋設図         | 1 |        |
| 道路の新旧対照図      | 1 |        |
| 道路縦断図         | 1 |        |
| 道路横断図         | 1 |        |
| 道路施設構造図・構造計算書 | 1 |        |
| 排水計画図・流量計算書   | 1 |        |
| 排水平面図         | 1 |        |
| 排水施設構造図       | 1 |        |
| 地下埋設管布設図      | 1 |        |
| 道路施設一覧表       | 1 |        |
| 工事写真等         | 1 |        |
| 境界確定図         | 1 | マイラー図面 |
| 登記所提出書類       |   |        |

その他、必要に応じて参考資料を提出すること。